

令和5年度 就学援助制度について

大東市教育委員会

大東市では、お子様を小・中学校に就学させるのに、経済的な理由でお困りの保護者の方に、就学に必要な費用の一部を援助する就学援助制度を行っています。
※前年度受給された方、小学校入学準備金を受給された方も、あらためて申請が必要です。

援助を受けられる方

大東市立小・中学校又は大阪府立中学校に在籍する児童・生徒の保護者で、次の項目①～④のいずれかに該当する方です。但し、他の制度で同様の費目の給付を受けている場合は、支給されない費用があります。

- ① 申請日時時点で、生活保護を受けている方（生活保護受給中は就学援助の申請は不要です。）
ただし、令和5年4月1日から申請日までに生活保護を受けていない期間がある方は申請が必要です。
- ② 本年度または前年度、生活保護法に基づき保護の停止または廃止を受けた方（家計の主宰者に限りません）
- ③ 申請日時時点で、児童扶養手当法第4条に基づき、児童扶養手当の支給を受けている方（家計の主宰者に限りません）
- ④ 令和4年中（令和4年1月1日～令和4年12月31日）の世帯全員の所得の合計が、下記の認定基準額以下の世帯

世帯人数	認定基準額（所得金額）	※給与収入の方は給与所得控除後の金額
2人	2,242,000円以下	世帯員のうちに、給与収入の方
3人	2,499,000円以下	がいる場合は、左記金額に給与
4人	2,928,000円以下	収入の方の人数に応じて、1人
5人	3,312,000円以下	あたり10万円（※）を加算。
6人	3,799,000円以下	
7人	4,222,000円以下	※給与所得控除後の金額が10
8人	4,646,000円以下	万円に満たない方については、
9人	5,070,000円以下	給与所得控除後の金額に相当す
10人	5,493,000円以下	る金額を加算。
11人	5,917,000円以下	

※世帯員につき、特別な事情（不慮の事故、長期療養、災害、感染症拡大等による休業、倒産、リス
トラによる解雇等）がある方、高額な療養費の支出がある方は別途相談・審査いたします。（身体
障害者手帳等を交付されている世帯は申請時の持ち物④をご覧ください）

申請受付期間および受付場所

- ① 当初申請期間 **令和5年5月16日（火）～5月31日（水）**
※月曜日から金曜日のみ受付（休日特別受付日は受け付けます）
9:00～17:30
- ② 受付時間
- ③ 受付場所 **大東市立市民会館2階202会議室**
※19日午後・23日は204会議室、
29～31日は5階学校管理課窓口にて行います。
（郵送による申請も可能です。申請方法は別紙をご確認ください。）

※ 特別な受付日として夜間延長受付日及び休日特別受付日を設けていますので、ご利用ください。
夜間延長受付日：5月16日（火）・5月18日（木）・5月24日（水）・5月30日（火）
は20:00までは20:00まで

休日特別受付日：5月21日（日）は9:00～17:30まで

※ 申請書は上記受付場所にて配布しています。

※ 5月31日（水）までに申請があれば認定月を4月とします。

※ 当初申請期間以降3月の修了式の日（申請の最終期限）までの申請は、申請月を認定月とし、4月にはさかのぼりませんので、ご注意ください。

申請時の持ち物

<全員必要な物>

- ① **印鑑（認印可）**
- ② **保護者名義の預貯金通帳（カードのみは受付できないことがあります）**
※ ゆうちょや銀行は振込用口座の手続きをしていれば振込可能です。

<該当者のみ必要な物>

- ③ **児童扶養手当証書（毎年忘れる方が多いのでご注意ください）**
- ④ **身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（口頭での申告はできません）**
※ 令和5年度において、世帯員に上記の手帳が交付されている場合は、手帳が交付されている人数に75万円を乗じた額を世帯所得から差し引いて審査します。

認定・否認定について

申請書の内容を審査し、7月下旬頃に保護者宛に郵送で通知します。
認定に際し、必要に応じて、学校長や民生委員の所見を求めることがあります。

支給方法

保護者名義の預貯金口座に振り込む方法（直接支給）と、学校長を通じて保護者に支給する方法（間接支給）があります。

支給時期

1学期分（4月～7月）は9月下旬、2学期分（8月～12月）は1月下旬、3学期分（1月～3月）は3月下旬の支給予定です。

注意事項

- ① 就学援助の認定を受けても、**学校徴収金の支払いは必要**です。不足が生じる場合や支払いが困難な場合は、学校とご相談ください。
- ② 学校徴収金に未納・滞納が生じた場合は、学校からの報告に基づき、振込方法を、学校長を通じて保護者に支給する方法（**間接支給**）に変更いたします。
- ③ 認否決定に伴う所得額確認のため、担当職員が本市課税台帳を閲覧させていただきます。また、住民情報確認のため、本市住民基本台帳を閲覧させていただきます。
- ④ 就学援助費の申請後、振込口座を変更・廃止等された場合は必ず届出してください。**届出がない場合、振込ができません**のでご注意ください。
- ⑤ 教育委員会での申請が困難な場合は、学校経由での申請も受け付けますので、学校にご相談ください。ただし、学校経由で申請される場合は、必ず5月29日（月）まで（平日のみ受付）に学校に提出してください。
- ⑥ 小学校入学準備金の支給を受けた場合であっても、裏面の支給費目（小学校新入学学用品費を除く）の受給を希望される場合は、今年度の就学援助申請が必要になりますのでご注意ください。

問い合わせ先

大東市教育委員会 教育総務部 学校管理課
電話 072-870-9642（直通）

※ 両面に案内が印字されています。裏面もご覧ください。